

「家畜伝染病予防法第36条第1項ただし書きに基づく病原体等の輸入許可手続き実施要領」（平成21年2月21日付け20動検第1067号の別添）の2の（3）のアの（オ）～（コ）について説明した書類

実験室：○○○

1	管理区域の設定	有 ・ 無
2	① 保管庫の位置 次の i) ii) いずれかに該当すること i) 実験室の内部への設置 ii) 実験室の外部への設置（出入口に施錠その他の通行制限の措置が講じられている管理区域内部にある保管室への設置）（保管室名： ○○○ ） ② 保管庫の鍵等の閉鎖設備又は器具 ③ 保管方法 ○○○（例：○○室にて—20℃凍結保管）	有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無
3-イ	実験室内部（壁、床など）の表面が消毒の容易な構造	有 ・ 無
3-ロ	実験室内部に安全キャビネットを備えていること （安全キャビネットのクラス：○○○） ただし、禁止品の一次容器を開封しない場合については、この限りではない。	有 ・ 無
3-ハ	次の①②いずれかに該当すること ① 実験室内に足若しくは肘で又は自動で操作することができる手洗い設備を設けていること ② 同等以上の効果の措置を講じていること （措置の内容：例：実験室内では手袋を装着し、退室時にはずす）	有 ・ 無 有 ・ 無
3-ニ	実験室への鍵その他の閉鎖のための設備又は器具	有 ・ 無
4	動物に対する病原体等の使用の有無 （使用する病原体等の種類： ○○○ ） （病原体等の接種（感染）試験を行う対象動物： ○○○ ）	有 ・ 無
4-イ	飼育設備は実験室内に設けていること	有 ・ 無

4ーロ 次の①②いずれかに該当すること

- ① 飼育設備はアイソレーター内に設けていること
- ② 実験室内の排気設備について、以下の全てに該当すること
 - (i) 排気設備は、空気が実験室の出入口から実験室の内部へ流れる構造
 - (ii) 排気設備は、実験室からの排気が、1以上のヘパフィルターを通じてなされる構造
 - (iii) 排気設備の稼働状況の確認のための装置
(設置装置：例：差圧計)

有 ・ 無

有 ・ 無

有 ・ 無

有 ・ 無

5 滅菌等設備の管理場所内への設置

有 ・ 無

6 上記の機能維持に係る年1回以上の定期点検

有 ・ 無

(記載時の注意事項)

必要に応じ、説明を補足するための資料(図など)を添付する。

7 病原体等取扱時の防疫措置

- ・ 実験室内で着用する専用の衣服、履物及び防護具並びにそれらの着脱場所について
- ・ 安全キャビネットの使用について
- ・ 実験室及び保管場所の入室制限及び標識(例：規則別記様式第32号)について
- ・ 保管場所、実験室及び動物実験室間の病原体等の移動方法について
(保管場所、実験室及び動物実験室の場所が異なっている場合)

8 病原体等を取り扱った場所及び病原体に汚染された恐れのある場所(安全キャビネット、作業台等)の消毒方法

9 使用後の病原体等、病原体による汚染機器等の滅菌及び廃棄方法

(動物接種実験を行う場合にあっては、動物の排泄物、死体の消毒及び廃棄方法)